

東京電力株式会社

福島復興本社代表 石崎 芳行 様

# 要 請 書

平成 25 年 3 月 21 日

郡山市議会議長 大 内 嘉 明

## 原子力災害からの早期復興の実現に向けた重点要請について

世界で例を見ない未曾有の大災害である東京電力福島第一原子力発電所事故から、早くも2年が経過しようとしているが、事故収束や十分な損害賠償も遅々として進まず、多くの市民は、放射能による健康への不安や風評被害に苦しめられている。

この間、本市においては、市民が一日でも早く元の生活を営むことができるよう、ふるさと再生除染実施計画に基づき、一般住宅の除染を本格的に実施するなどさまざまな対策を講じてきた。

本市議会としても、市民生活の再建や地域経済の復興に必要な損害賠償という非常に重要な課題を審議するに当たり、市内の各種団体から損害賠償に関する要望を聴取し、それらをもとに、度重なる審議をした結果、当該事故の原因者である東京電力株式会社が、被害者の視点に立った完全な損害賠償を、より迅速かつ確実にいき、最後まで責任を果たしていくべきであるとの結論に至った。

よって、東京電力株式会社においては、次の事項について実現されるよう強く要請する。

## 1 原発事故被災者への賠償について

- ・全ての市民が原発事故に対する完全な賠償を受けることができるよう新たな賠償指針の策定を早急に行うこと。

## 2 算定基準及び対象範囲の拡大について

- ・現在の損害賠償の算定基準は、被災地の現状とかけ離れたものであることから、それら基準の見直しを早急に行うこと。
- ・賠償金算定について、損害実態に即した新方式を構築すること。構築にあたっては、営業拡張や企業努力により生じた利益等は賠償額算定から控除すること。
- ・賠償事務への事務費や人件費等、対象範囲を拡大するとともに、不公平な賠償とならないよう市民にも分かりやすい明確な基準を策定すること。
- ・風評被害を含む原発事故に起因する全ての賠償に対し、早急に仮払いを行うとともに、完全な賠償を行うこと。
- ・事業所等においては、原発事故の影響により甚大な損害を被っており、経営悪化を阻止するために販売価格の値引きや代替品等で対応するなど様々な企業努力・自助努力を行っていることから、それらに要した費用についても損害賠償の対象とすること。
- ・各自治体から出荷自粛の要請があった農畜産物等に対しても損害賠償の対象とすること。
- ・除染については、当該事故の原因者である東京電力株式会社と、国策として原子力政策を推進してきた国が責任を持って対処すべきであるが、市民や事業者等が放射線からの自己防衛のために行った自主的除染の費用については、全額賠償すること。

## 3 請求方法について

- ・事業所等においては独自に東京電力株式会社へ賠償請求しているが、請求書の様式は専門用語が多く複雑多岐にわたること、また、大規模事業所向けの様式であることから、誰もが簡便に請求できる様式に改めること。

- ・ 農業協同組合を通さずに農産物を直接販売している個人農家や直売所は、原発事故による損害を証明することのできる書類等が存在しない場合が多いため、請求自体が困難であることから、それら農家や直売所を救済するための措置を講じること。

#### 4 東京電力株式会社の対応について

- ・ 自主的避難等に係る損害賠償については、賠償期間を延長し、今後も継続して実施すること。
- ・ 請求者に対して損害賠償請求金額の全額をより迅速に支払うなど、誠意ある対応に資すること。
- ・ 事業規模の大小等に関わらず、公平公正な対応に努めること。
- ・ 複雑多岐な損害賠償請求については、高度な専門知識等を要することから、誰もが理解できるマニュアル等を作成するとともに、請求書の作成をサポートする人員を常駐させるなど、請求者が安心して損害賠償を請求できる体制を構築すること。
- ・ 損害賠償事務については、可及的速やかに東京電力福島復興本社へ権限を移譲し、被災地の現状をより正確に反映した事務の遂行に努めるとともに、より迅速かつ確実に賠償のできる体制を構築すること。
- ・ 賠償基準に合致しているにも関わらず請求していない事業所等が多く見受けられることから、少しでも多くの事業所等が請求できるようより積極的なPRを行うこと。